

2010年2月22日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

e-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



流動資金貸出管理暫定弁法 が正式公布

昨年7月に《流動資金貸出管理暫定弁法》の意見募集稿が発表されましたが、このたびその正式なものが2月12日付で公布され、即日施行されることになりました。今回はこれについて取りまとめました。

1. 対象資金

本弁法でいうところの流動資金貸出とは、貸出人が企（事）業法人またはその他の組織に対して行う借入人の日常的生産経営の運転のために使用される外貨・人民元の貸出のことを指します。流動資金貸出は固定資産貸出や持分等への投資を用途とすることはできず、国家が生産・経営を禁止する分野及び用途へ使用することもできません。

2. 貸出資金の流れ

貸出資金の流れについては《意見募集稿》と同じく貸出資金の支払方式を貸出人受託支払と借入人自主支払の二種類に分けています。

貸出人受託支払	貸出人が借入人の引出申請と支払委託に基づいて、貸出資金を借入人口座を通じて契約で約定している用途の借入人の取引対象に支払うこと。
借入人自主支払	貸出人が借入人の引出申請に基づいて貸出資金を借入人口座に入金した後、借入人が自ら契約で約定している用途の借入人の取引対象に支払うこと。

3. 貸出人受託支払

以下のいずれかに該当する場合、原則として貸出人受託支払を採用すべきとされています。

- ① 借入人と新たに貸付業務関係を築き且つ借入人の信用状況が一般的である。
- ② 支払対象が明確かつ一回の支払金額が比較的大きい。
- ③ 貸出人が認定するその他状況。

要するに、顧客の信用状況に不安がある場合、及び支払金額が比較的大きい場合に貸出人受託支払方式を採用しなければならないということです。

貸出人受託支払の場合、貸出人は約定した貸出用途に基づいて借入人が提供する契約書類等の資料と支払対象、支払金額等の情報が符合している否かの審査を行った後に、貸出人が貸出資金を借入人口座を通じて借入人の取引対象に支払います。

以 上

*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。